

教育委員会の権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第8号

教育委員会の権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限の委任等に関する規則（平成24年佐賀県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、知事の補助職員に教育委員会の権限の一部を委任し、又は教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる権限（教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関する事務の権限を除く。）については、次条の規定に基づき補助執行させる事務を除き、<u>くらし環境本部文化・スポーツ部長</u>に委任する。</p> <p>(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき教育委員会が行う事務に関する権限（同法第9条の3第2項に規定する事務及び主として学校教育に関する支援を行っている団体に関する事務の権限を除く。）</p> <p>(2) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、知事の補助機関である職員（以下「知事の補助職員」という。）に教育委員会の権限に属する事務の一部を委任し、又は補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務（教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関する事務を除く。）については、次条の規定に基づき補助執行させる事務を除き、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき教育委員会が行う事務（次号に掲げる事務、同法第9条の3第2項に規定する事務及び主として学校教育に関する支援を行っている団体に関する事務を除く。）<u>県民環境部長</u></p> <p>(2) <u>社会教育法に基づき教育委員会が行う事務（同法第6条の規定により行う同法第5条第4号に規定する事務のうち博物館に関する事務に限る。）</u> <u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u></p> <p>(3) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する</p>

改正前	改正後
<p>法律（平成2年法律第71号）に基づき教育委員会が行う事業</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる<u>権限</u>にあっては、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 佐賀県立図書館協議会条例施行規則（昭和32年佐賀県教育委員会規則第7号）第2条並びに佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和37年佐賀県教育委員会規則第4号）第3条第3項、第4条第3項及び第5条に規定する<u>事務の権限</u> 佐賀県立図書館処務規則（平成24年佐賀県規則第44号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(2) 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則（昭和55年佐賀県教育委員会規則第5号）第2条ただし書、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則（昭和60年佐賀県教育委員会規則第2号）第2条に規定する<u>事務の権限</u> 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(3) 佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則（昭和45年佐賀県教育委員会規則第11号）第2条並びに佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則（昭和58年佐賀県教育委員会規則第8号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条に規定する<u>事務の権限</u> 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）及び佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(4) 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成5年佐賀県教育委員会規則第3号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則（平成5年佐賀県教育委員会規則第4号）第2条に規定する<u>事務の権</u></p>	<p>法律（平成2年法律第71号）に基づき教育委員会が行う事業 <u>県民環境部長</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる<u>事務</u>にあっては、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 佐賀県立図書館協議会条例施行規則（昭和32年佐賀県教育委員会規則第7号）第2条並びに佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和37年佐賀県教育委員会規則第4号）第3条第3項、第4条第3項及び第5条に規定する<u>事務</u> 佐賀県立図書館処務規則（平成24年佐賀県規則第44号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(2) 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則（昭和55年佐賀県教育委員会規則第5号）第2条ただし書、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則（昭和60年佐賀県教育委員会規則第2号）第2条に規定する<u>事務</u> 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(3) 佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則（昭和45年佐賀県教育委員会規則第11号）第2条並びに佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則（昭和58年佐賀県教育委員会規則第8号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条に規定する<u>事務</u> 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）及び佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(4) 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成5年佐賀県教育委員会規則第3号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則（平成5年佐賀県教育委員会規則第4号）第2条に規定する<u>事務</u> 佐</p>

改正前	改正後
<p>限 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(5) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第1号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第2号）第2条に規定する事務の権限 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）に規定する館長の職にある者</p> <p>（補助執行）</p> <p>第3条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を<u>くらし環境本部文化・スポーツ部長</u>に補助執行させる。</p> <p>(1) <u>社会教育委員、図書館協議会の委員、博物館及び美術館協議会の委員、九州陶磁文化館協議会の委員、名護屋城博物館協議会の委員並びに佐賀城本丸歴史館協議会の委員の任免又は委嘱に関する事務</u></p> <p>(2) 博物館の登録に関する事務</p> <p>(3) <u>前条の規定により委任した権限に係る事務と密接な関係がある特例民法法人の指導及び監督に関する事務</u></p> <p>(4) 社会教育主事の資格認定に関する事務</p> <p>(5) <u>前条の規定により委任した権限に係る事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関する事務</u></p>	<p>賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(5) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第1号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第2号）第2条に規定する事務 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）に規定する館長の職にある者</p> <p>（補助執行）</p> <p>第3条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を当該各号に定める知事の補助職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 社会教育委員及び<u>佐賀県立図書館協議会の委員の任免又は委嘱に関する事務</u> <u>県民環境部長</u></p> <p>(2) <u>佐賀県博物館及び美術館協議会、佐賀県立九州陶磁文化館協議会、佐賀県立名護屋城博物館協議会及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会の委員の任免又は委嘱に関する事務</u> <u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u></p> <p>(3) 博物館の登録に関する事務 <u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u></p> <p>(4) 社会教育主事の資格認定に関する事務 <u>県民環境部長</u></p> <p>(5) <u>前条第1項（第2号を除く。）の規定により委任した事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関する事務</u> <u>県民環境部長</u></p>

改正前	改正後
	(6) <u>前条第1項(第2号に限る。)の規定により委任した事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関する事務</u> 地域交流部文化・スポーツ交流局長

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正後の教育委員会の権限の委任等に関する規則第2条第1項各号に掲げる事務に係る関係法令(以下「関係法令」という。)の規定によりくらし環境本部文化・スポーツ部長がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの規則の施行の前に関係法令の規定によりくらし環境本部文化・スポーツ部長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては、県民環境部長又は地域交流部文化・スポーツ交流局長(以下「県民環境部長等」という。)が委任を受けることとなる事務に係るものは、同日以後における関係法令の適用については、県民環境部長等がした処分その他の行為又は県民環境部長等に対してなされた申請その他の行為とみなす。